

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）の廃止を  
求める会長声明

2016年（平成28年）12月15日に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下、「カジノ解禁推進法」という。）が成立した。

当会は、暴力団対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題の再燃の危険性、青少年や児童らの健全育成への悪影響などの問題から、2014年（平成26年）9月30日に、カジノ解禁推進法案に反対する意見書を発表し、同法案に反対する意見を表明した。

当会が意見書で指摘したように、カジノ解禁推進法には多くの問題があるのに、衆議院内閣委員会では6時間という短い審議で採決され、参議院内閣委員会でも修正案について修正動議の後、数十分の審議で可決されるなど、カジノ解禁推進法の問題点について十分な審議が行われなかった。

また、委員会採決に当たって、附帯決議で弊害に対応した対策をとることは明らかにしたが、その内容は抽象的な表現にとどまっており、いかなる対策が講じられるかについての具体的な提案もされていない。

以上のとおり、カジノ解禁推進法は、当会が指摘していた問題点についての解消策が講じられておらず、その審議経過も拙速といわざるを得ない。

よって、当会は、カジノ解禁推進法に対し改めて反対するとともに、同法の廃止を求めるものである。

2017年（平成29年）4月13日

佐賀県弁護士会 会長 稲津 高大